**役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程**

**(目的及び意義)**  
**第１条**　この規程は、社会福祉法人星谷会(以下「この法人」という。)の定款

　第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**(定義等)**  
**第２条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め

るところによる。  
　(1) 役員とは、理事及び監事をいう。  
　(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をい

う。

　(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。  
　(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。  
　(5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の

職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を

問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

**(報酬の支給)**  
**第３条**　この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することがで

きる。

**２**常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。

**３**非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び

退職金は支給しない。

**４**　評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給するこができ

る。

**(報酬等の額の算定方法)**  
**第４条**この法人の役員等の報酬の額は、次の各号による報酬区分に応じて定

めるものとする。

　(1) 常勤理事の報酬月額は、別表第１に定める額とする。

　(2) 常勤理事の賞与は、別表第２に定める額とする。

(3) 常勤理事の退職手当は、別表第３に定める額とする。

(4) 非常勤理事に対する報酬は、別表４（１）に定める額とする。

(5) 監事に対する報酬は、別表４（２）に定める額とする。

(6) 評議員の報酬は、別表４（３）に定める額とする。

**（職員給与との併給）**

**第５条　当法人との職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は別表５の定めによるものとする。**

**(費用弁償)**  
**第６条**　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費

用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

**２**　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程第16条の規定に準ずる。

**３**　役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

**(報酬等の支給日)**  
**第７条**　常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月末日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、給与規程第4条に準じた日に支払うものとする。

**２**　非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

**(報酬等の支給方法)**  
**第８条**　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本

人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

**２**　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**（役員報酬の総額）**

**第９条**　この規程により算出した役員等の総額は、年間600万円以内とする。

**(公表)**  
**第10条**　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等

の支給の基準として公表する。

**(改廃)**  
**第11条**　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**(補足)**  
**第12条**この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が[評理事会](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%B5%C4%B0%F7)の承認を経

て、別に定めるものとする。

**附則**  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日に改定・実施する。

 別表１（常勤役員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| 理事長 | 月額　２６８，０００円 |
| 理事 | 月額　２３５，０００円 |

　　※常勤とは週20時間勤務する者とする。

　　※常勤理事長の給与月額は、当法人給与規程に定める経営職5級32号俸の俸給額にに3/4を乗じた額とする。

　　※常勤理事の給与月額は、当法人給与規程に定める経営職5級12号俸の俸給額に3/4を乗じた額とする。

別表２（常勤役員の賞与）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| ６月の賞与 | 報酬月額×１か月分 |
| １２月の賞与 | 報酬月額×１か月分 |

　　※

別表３（常勤役員等の退職金算定式）

|  |
| --- |
| 神奈川県福利協会の規定に準じる。 |

※非常勤退職金制度を適用する。

別表４（非常勤役員等の報酬）

（１）理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日額 |
| 理事会への出席 | １０，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | １０，０００円 |

※報酬額は税抜額とし、交通費を含むものとする。

（２）監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日額 |
| 監事監査への出席 | １２，０００円 |
| 理事会・評議員会への出席 | １０，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | １０，０００円 |

※報酬額は税抜額とし、交通費を含むものとする。

（３）評議員

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日額 |
| 評議員会への出席 | １０，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | １０，０００円 |

※報酬額は税抜額とし、交通費を含むものとする。

別表５（職員給与と併給する役員報酬額）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 日額 |
| 理事 | 月額　１０，０００円 |